公益社団法人新宮町シルバー人材センター 配分金規約

（目的）

第１条　この規約は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う、配分金に関する事項を定めるものである。

（現金、直接、全額支払の原則）

第２条　センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、配分金は、会員との合意によって、会員が指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うことができる。

２　センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

（支払日の原則）

第３条　センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月１回原則として１５日に支払うものとする。ただし、仕事の完成後その仕事に対する配分金を会員が特に請求した場合には、当該請求に係る配分金をできるだけ速やかに支払うものとする。

（社会的相当配分の原則）

第４条　仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し杜会的に相当な内容のものとする。

（配分金見積り基準の決定）

第５条　会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

（規約の改廃）

第６条　この規約の改廃は、理事会において決定する。

附　則

この規約は、公益社団法人設立の登記の日（平成26年４月１日）から施行する

附　則

この規約は、平成29年５月10日から施行する。